
令和元年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和元年9月25日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和元年9月25日 午前9時30分開議

- 日程第1 認定第1号 平成30年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 認定第2号 平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第3号 平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 認定第4号 平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第5号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第6号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第7号 平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 認定第8号 平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 認定第9号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 認定第10号 平成30年度周防大島町水道事業企業会計決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 認定第11号 平成30年度周防大島町病院事業局企業会計決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第1号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第13 議案第2号 令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第14 議案第3号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第

- 1号) (討論・採決)
- 日程第15 議案第4号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (討論・採決)
- 日程第16 議案第5号 令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) (討論・採決)
- 日程第17 議案第6号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号) (討論・採決)
- 日程第18 議案第7号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) (討論・採決)
- 日程第19 議案第8号 令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) (討論・採決)
- 日程第20 議案第9号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号) (討論・採決)
- 日程第21 議案第10号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第1号) (討論・採決)
- 日程第22 議案第11号 周防大島町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第23 議案第12号 周防大島町印鑑条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第24 議案第14号 周防大島町税条例等の一部改正について(討論・採決)
- 日程第25 議案第15号 周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第26 議案第16号 周防大島町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第27 議案第17号 周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第28 議案第18号 周防大島町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第29 議案第19号 周防大島町農業近代化資金助成条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第30 議案第20号 周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第31 議案第21号 令和元年度東和片添処理区(三ヶ浦)管路施設整備工事第1工区の請

負契約の締結について（質疑・討論・採決）

日程第32 議員派遣の件について

追加日程第1 副議長辞職の件

追加日程第2 副議長の選挙

追加日程第3 議席の一部変更

本日の会議に付した事件

日程第1 認定第1号 平成30年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 認定第2号 平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 認定第3号 平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第4 認定第4号 平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第5 認定第5号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第6 認定第6号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第7 認定第7号 平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第8 認定第8号 平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第9 認定第9号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第10 認定第10号 平成30年度周防大島町水道事業企業会計決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第11 認定第11号 平成30年度周防大島町病院事業局企業会計決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第12 議案第1号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）（討論・採決）

日程第13 議案第2号 令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）

- 日程第14 議案第3号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第15 議案第4号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第16 議案第5号 令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第17 議案第6号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第18 議案第7号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第19 議案第8号 令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第20 議案第9号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第21 議案第10号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第22 議案第11号 周防大島町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第23 議案第12号 周防大島町印鑑条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第24 議案第14号 周防大島町税条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第25 議案第15号 周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第26 議案第16号 周防大島町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第27 議案第17号 周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第28 議案第18号 周防大島町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第29 議案第19号 周防大島町農業近代化資金助成条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第30 議案第20号 周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について（討論・採決）

日程第31 議案第21号 令和元年度東和片添処理区（三ヶ浦）管路施設整備工事第1工区の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

日程第32 議員派遣の件について

追加日程第1 副議長辞職の件

追加日程第2 副議長の選挙

追加日程第3 議席の一部変更

出席議員（14名）

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 舂本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 中村 満男君
産業建設部長 …………… 林 輝昭君	健康福祉部長 …………… 近藤 晃君
環境生活部長 …………… 豊永 充君	久賀総合支所長 …………… 藤井 正治君
大島総合支所長 …………… 山本 勲君	東和総合支所長 …………… 大川 渉君
橘総合支所長 …………… 中村 光宏君	

会計管理者兼会計課長 …………… 大下 崇生君
教育次長 …………… 永田 広幸君 病院事業局総務部長 …… 大元 良朗君
総務課長 …………… 中元 辰也君 財政課長 …………… 重富 孝雄君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

9月24日の本会議に続き、お疲れさまです。これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

日程第9. 認定第9号

日程第10. 認定第10号

日程第11. 認定第11号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、認定第1号平成30年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計決算の認定についてまでの11議案を一括上程し、これを議題といたします。

9月4日の本会議において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長から委員会審査の報告書が提出されておりますので、11議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（久保 雅己君） それでは、総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分と認定第9号については、お手元に配付しております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定するものと決定いたしました。

審査の過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号平成30年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、総合支所関係では、委員から、小規模施設整備事業と支所経費で補修を行う工事の中身の違いを教えてくださいとの質問に対し、小規模施設整備事業は主に自治会の集会施設や防犯灯の維持整備、地域で行う赤線や青線の補修に係る経費の補助を行っています。支所経費で行う工事は町道や農道、河川、水路の補修で、20万円以下の緊急性のある工事を総合支所経費で行っているとの答弁でありました。

次に税務課関係では、委員から、コンビニ収納が始まったが、これからはキャッシュレス決済の導入の準備も進めていってほしいとの質問に対し、直ちに導入できるかどうかは難しいが、どのような状況であるかを確認し研究していきたいとの答弁でありました。

次に総務課関係では、委員から、大島大橋損傷事故当時における電話の問い合わせ件数はどれくらいあったのか。また、防災メールについて、LINEなど他の配信方法との通信料の比較をしたのかとの質問に対して、問い合わせ件数は把握できていない。また、LINEでの伝達については、安価ではあると思うが契約していない方も多くいるため、住民により良い方法で伝えられるよう検討していきたいとの答弁でありました。

別の委員から、行方不明者の捜索時に現場で連絡がとれず、本部との連携がうまくできなかったことがあった。トランシーバー等を地元消防団に貸し出しをできるようにしてほしいがどう考えるかとの質問があり、トランシーバーの貸し出しについて、ルール作りを検討した上で適切に対応していきたいとの答弁でありました。

別の委員から、大島大橋損傷事故における対応を今後活かせるよう、反省点を資料として作成しているのか。また、警戒レベルが設定され、今後早めの自主避難が求められる。その場合、避難所が満員になり、別の避難所開設も必要となってくる可能性があるのではないかと質問に対し、各課へ今回の対応に関する課題等を提出させている。課題と時系列にまとめている対応資料を含めて整理していきたい。また、指定避難所は多いが、職員配置に限りがあるし、災害の状況にもよるけど、避難状況が長期化する可能性がある2次避難所については、自治会等で管理してもらう可能性も出てくるとの回答がありました。

別の委員から、災害時にはエリアメール、防災メール、Jアラートの3つが同時に鳴る可能性があるのか。また、成果報告にJアラートと防災行政無線との連携が途切れることがないように調整を行っているとするが、途切れる場合があるということかとの質問に対しては、Jアラートは

ミサイル等緊急時に瞬時に国からダイレクトで流れるが、防災メールは登録していただいた方に対して町が情報を発信するため一斉に鳴ることはなく、年に4回の通信訓練や、通信機器の点検を行うことなどにより途切れることがないようにしている。町が発信する防災メールについてはわかりやすく整理し情報発信したいし、情報提供するため、あらゆる手段を持つべきであると考えているとの答弁でありました。

次に契約監理課関係では、委員から、競争入札の不調等発生状況のうち、不調の応札なしの10件とはどのような事例があるのかとの質問に対し、工事で言えば、現場条件が悪い箇所ですと工事車両が入らない土木工事や離島での土木工事ですとの答弁がありました。

続いて委員から、一般競争入札において、入札の欠点を補う入札方法が考えられないのかとの質問に対して、一般競争入札は、公告の期間、見積もりの期間、入札後の審査期間に時間を要します。ここを短縮することは困難ですので、町内の業者で対応できるものは指名競争入札で行っているとの答弁がありました。

次に政策企画課関係では、委員から、若者定住促進住宅用地整備事業において、3件の賃貸借契約を結んでいるが、土地が周防大島町名義のため、その土地を担保に銀行や公的機関からの融資を受けることができない。そのことは把握しているのか。また、対応はどのようにすればよいのかとの質問に対し、そのことは把握しており、他の自治体に同様の事例がないか調べています。土地が担保にできない場合、町の土地を使用することについて、町の承諾書の提出によって、フラット35という金融商品による借り入れができる可能性があるとの答弁でした。

次に議事課について、委員から、議会広報の印刷部数に余裕があれば町内の各施設へ配布いただきたいと思うがという質問があり、町立病院には50部配布しましたが、印刷部数の関係もあるので、議会広報編集特別委員会で調整して対応したいと思うとの答弁がありました。

次に、教育委員会の総務課関係では、委員から、トイレの洋式化は沖浦小学校と油田小学校、城山小学校が完成したということですが、残りはどこがあるのかとの質問に対し、令和元年度になって久賀中、大島中、安下庄中の3中学校が夏休み中に完了したので、残りは三蒲小、森野小、島中小、浮島小、安下庄小学校の5校ですとの答弁でありました。

次に、別の委員から、給食費について、岩国市が防衛関係予算での無料、和木町はもともと無料ということで、本町は無料化へ前向きに取り組んでいるのかとの質問があり、財政の裏付けがありませんが、無料化が可能かについて検討したいと思うとの答弁でありました。

別の委員から、カウアイ島への語学留学の進捗状況を教えていただきたい。周防大島高校は寄宿舎、校舎を造り、大きく生まれ変わろうとしている。この時に、大島の特色のある教育を必ずやるという気持ちを持っていただきたいと思うがいかがかとの質問に対し、カウアイ・コミュニティカレッジの担当者等と調整を始めました。ただ、カウアイでの場合はカウアイ・コミュニテ

ィカレッジを拠点に語学研修をするというもので、プログラムの半分以上が英語の勉強、残りは体験学習を通じた英語学習に結びつける研修になろうかと思えます。語学研修の場所をカウアイ島に変更することにつきましては、来年度から実施できるよう調整しています。ただし、金額が航空運賃も含め高額となるため、1人当たりの経費は概算で50万円程度はかかる見込みですとの答弁がありました。

教育長からは、本町の国際交流という大きな枠の中で、セブ島からカウアイ島への語学留学先の変更を考えており、山口大学やカウアイ・コミュニティカレッジの学長とも連携し進めていきたいと思うとの答弁でありました。

次に学校教育課関係では、委員から、子どもの心療的な面でのサポート等もされているのかとの問いに対し、学校で特別な配慮が必要な場合は保護者の不安等も考えられるので、スクールソーシャルワーカーや福祉部局とで連携を図り対応する場合もあるとの答弁でありました。

続けて委員から、いじめと家庭環境のつながりを考慮した取り組みはされているのかとの質問に関しては、適応指導教室「あろは教室」で、定期的に情報交換やケース会議を継続しており、関係者が集まって情報を共有しているとの答弁でありました。

別の委員からは、英語検定については小学校は対象外としているが、今後、小学校での英語が教科として扱われることもあり、受験できる環境づくりについて検討していただきたいとの要望がありました。

次に社会教育課関係では、委員から、図書館の日曜休館について、日曜日に開館してほしいとの要望がある。都市部では日曜休館はなく、親子で本を借りに来ている。日曜日の開館についてどう考えるか。また、2022年度からの成人年齢の引き下げについて、成人式はどのように対応する予定なのかという質問に対して、図書館の休館については、久賀、橘は日曜日、東和は水曜日、大島は月曜日となっており、旧町時代の休館日を継続している。図書館司書とも協議して検討したい。成人式については複数のプランを大まかに検討してみたが、18歳の高校3年生には受験生もいるので、受験も考慮しなければならないことから、方針は決まっていない状況ですとの答弁でありました。

なお、財政課、会計課及び監査課の説明に対しては特に質問はありませんでした。

以上が、認定第1号平成30年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についての発言の主なものであります。

次に、認定第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員から、浮島航路の賃金627万3,000円は何名分なのかとの質問に対し、4名分の賃金ですとの答弁がありました。

ほかには特に質問はございませんでした。

以上で、本委員会に付託されました議案に対する審査の主な内容について、総務文教常任委員会からの報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員長、お疲れさまでした。

次に、民生常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。松井民生常任委員長。

○民生常任委員長（松井 岑雄君） 続きまして、民生の常任委員会の審査結果を御報告をいたします。

民生常任委員会を代表いたしまして、審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、9月5日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号の本委員会所管部分から認定第4号まで並びに認定第11号について、お手元に配付いたしております審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

それでははじめに、認定第1号一般会計歳入歳出決算について、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず福祉課の関係では、委員より、民生委員は地域での見守りや身近な相談役としての役割を發揮されている。昨年の断水時においても活躍されたが、緊急時等において、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団等との連携について、組織的な活動が可能となるよう配慮をお願いしたいとの意見に対し、緊急時においては、指揮命令系統が機能する体制の整備が必要であると感じている。民生委員児童委員協議会では、平成31年3月末に町内全地区の要支援者マップを作成し、緊急時にはこれを活用することになっております。今後は、組織的な連携について協議を進めていくこととしているとの答弁でした。

続きまして、保育の完全無償化について、町が費用を負担することに関する広報活動の予定はあるのかとの質問に対して、10月号の町広報紙やホームページへの掲載、保育料や副食費の決定通知書への同封、または園長集会において保護者への周知を依頼するとの答弁がありました。

次に、健康増進課の関係について、主なものを申し上げます。

委員より、5歳児発達相談会は、どこでどのように行われているのかとの質問に対して、日良居庁舎において、子どもの発達に関することで、既に医療機関を受診している方々を対象に、学

校教育課の指導主事、地域支援コーディネーター、言語聴覚士や保健師等により、就学に向けた母親の不安等に対するサポートを行っているとの答弁でした。

また、近年では自然派趣向の増加に伴い、個人的な考えから予防接種を受けない人もいますが、周囲への感染を防ぐためにも必要なことであるから、さらなる啓発活動を行ってほしいとの意見に対して、保健師による訪問等の際には予防接種の必要性や目的を十分に説明しているが、今後においてもさらなる周知を図り、一層の接種勧奨に努めたいとの答弁がありました。

続きまして、認定第2号国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、主なものを申し上げます。

税務課関係では、委員より、キャッシュレス社会になりつつあるが、電子マネーでの納税を検討しているか。町としては手数料の問題はあるが、納税者には特典もあるとの質問に対して、田布施町が今年1月からコンビニ収納に合わせて実施しており、その状況も参考にしながら研究してまいりたいとの答弁でありました。

次に、滞納者に対する差し押さえ等の禁止事項は確認しているのかとの質問に対し、預金等は二、三カ月の取引状況を調査し、児童手当等は差し押さえを行わず、生活が困窮しないように配慮しているとの答弁でした。

続きまして、健康増進課の関係でございますが、国保の資格証と短期証を発行したのは何世帯で何人かとの質問に対し、平成30年度末現在では、資格証が69世帯85人、短期証が75世帯116人となっているとの答弁がありました。

次に、認定第3号後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、主なものを申し上げます。

健康増進課の関係でございますが、委員より、本町の1人当たりの医療費は県内で何位かとの質問に対し、平成30年度の1人当たりの医療費は96万7,784円であり、県内19市町のうち12位であったとの答弁でした。

続いて、認定第4号介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、主なものを申し上げます。

介護保険課関係では、委員より、総合事業への移行による増減額の状況はどうなっているのか。また、サービスに内容の変更はあるのかとの質問に対して、介護予防サービス諸費が約3,000万円の減、介護予防・日常生活支援総合事業費が約3,000万円の増となっており、総合事業は給付と同等のサービスや緩和したサービスを設定し、状況に合わせて提供しているとの答弁でした。

また、キャラバンメイトの活動とはどのようなものかとの質問に対し、これは一定の研修を受けた住民ボランティアで、認知症サポーター養成講座の講師として、地域での普及啓発活動を行うことになるとの答弁でありました。

次に、認定第11号病院事業局企業会計決算になりますが、説明に先立ち、石原病院事業管理者から、周防大島町の医療及び介護に対する考え方、また、経営状況に対する発言がありましたので、その概要を紹介させていただきます。

少子高齢化と人口減少が進む中、地域づくりには医療と介護は欠かすことができず、ことさら重要度は増し、地方にとってはまちづくりの核であると思っております。

昨年度の病院事業局におきましては、平成29年度に発覚した東和病院での不祥事について、横領された金額及び遅延損害金が弁済されたことを報告しますとともに、現在では体制強化と会計業務の機械化など、再発防止に努めているところでございます。

次に、大島大橋への貨物船衝突事故について、長期断水に際しましては各方面から温かい御支援をいただき、30名以上の透析患者、200名近い入院患者、110名前後の老健への入所者等、大きなトラブルもなく断水の解消を迎えることができましたことに対しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

一方、経営状況は非常に厳しく、3病院の経常損益は約2億8,400万円の赤字であります。2老健が1億6,600万円の赤字、大島看護専門学校は約1,500万円の黒字でございましたが、訪問看護ステーション、検診事業、居宅介護支援事業所、これらは不採算部門であり、3病院以外の主な事業運営で2億円近い赤字決算となりました。

地域医療は依然として厳しい時代ではありますが、周防大島町の医療としては、一次または一部では二次医療を確保しながら地域包括医療を提供し、特に慢性期医療と介護に力を入れていかなければならず、居宅での訪問医療、リハビリ、介護がますます重要となっております。

不採算部門の充実も大切なことではございますが、現状のままでは事業運営を維持することが難しいため、2023年度までを第1期の改革として、これを検証の後に、2024年度以降の第2期においてはさらなる改革を行い、経営改善に全力をあげてまいりたいと考えております。

石原管理者からは以上でございました。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

委員より、外来患者数の減少傾向が止まらない理由は何かとの質問に対して、一番の要因は人口減少であり、大島病院は透析の集約化に伴い外来は保たれてはいるが、その反面、東和病院の減少が大きくなった。しかしながら、東和病院では手術の体制が整ってきたことから、外来患者数は回復してくるものと思われる。一方、橋病院については複数科目を掲げているものの、なかなか難しい状況であるとの答弁でした。

次に、やすらぎ苑は約8,000万円の赤字を計上しているが、今後もこのような傾向が続くのかとの質問に対し、給与費が増加する分、赤字額も増加する可能性はあるとの答弁でありました。

続きまして、町内に在住する職員の割合はどのような状況になっているかとの質問に対しまして、今年の8月末現在で、正規職員は352名のうち219名で、62%である。非正規職員は113名のうち81名で、72%が町内に在住しているとの答弁でありました。

また、8月5日に行われた医師会との意見交換の内容は勤務医に伝えてあるのかとの質問に対して、必要性は感じつつも伝えることができていないため、医局会議等の開催で、この内容に触れていきたいと考えているとの答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。民生常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

民生常任委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。平野建設環境常任委員長。

○建設環境常任委員長（平野 和生君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果についての御報告を申し上げます。

当委員会は、9月6日、委員7名出席のもと委員会を開催し、審査を行いました。

審査にあたりましては、議案の所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち、本委員会所管部分及び認定第5号から認定第8号並びに認定第10号については、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

その過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず認定第1号一般会計歳入歳出決算について、商工観光課関係では、委員より、民泊について現在受け入れ家庭が減少しているというが、受け入れ家庭1軒当たりの最大の受け入れ人数を5人以上に増やすことはできないのかとの質問に対して、県の要綱に基づいて協議会を立ち上げている。協議会の会員が民泊の受け入れ可能となるが、県の要綱の中に5人以下とする規定があるため、1軒当たりの受け入れ人数の増員は困難であるとの答弁がありました。

昨年の10月22日に発生した、大島大橋への貨物船衝突事故に対する復興支援のプレミアム宿泊券、フェリー券や割引クーポン券を発行しているが、現時点でどのような効果があったのかとの質問に対して、観光客数の動向では、大島大橋への貨物船衝突事故により、10月から12月までの期間、商工観光課が把握する施設において約4万2,000人の減少があった。各

施策を講じた結果、その後の12月中旬から5月までの期間は対前年の同時期と比べ約2万4,000人の増加が見られた。

また、周防大島復興支援パッケージの取り組み成果によると、経済波及効果として、5月末で総額4億5,000万円くらいだと県から報告されているとの答弁がありました。

農林課関係では、委員より、中山間地域等直接支払事業について、どういう人が協定に参加できるのか。また、人数は関係あるのかとの質問に対して、中山間地域等直接支払事業の協定について、守るべき土地の面積で協定を結ぶので人数は関係ない。地区の皆さんで集落協定を締結し農地を管理することになるとの答弁がありました。

東和の和田地区では、アナグマによる被害が発生している。対策についてどのように考えているのかとの質問に対して、アナグマは周防大島町鳥獣被害防止計画の中の有害鳥獣に該当していない。有害鳥獣とするには計画の変更を行うこととなるが、農業者団体や猟友会等の意見を聴取し、変更について検討していくとの答弁がありました。

水産課関係では、委員より、みなとオアシス安下庄の今後の運営方針についてどのように考えているのかとの質問に対して、みなとオアシス安下庄で開催されている海の市の活動については、当初はボランティア的な活動から始まっているが、現在はボランティア的な面と収益面とのバランスをとりながら活動できるよう、運営会議等で協議をしているとの答弁がありました。

和田地区の逗子漁港海岸干潟造成工事について、干潟整備の目的、土砂搬入完了の予定、現在の使用状況についてはどのようになっているのかとの質問に対して、県では激減状態にあるアサリを復活させるため、平成18年3月に山口県瀬戸内海アサリ資源回復計画を立てている。町でも、浚渫土砂を有効利用した干潟を整備し、アサリを養殖する計画である。土砂搬入完了予定については未定であるが、現在、干潟の半分が使用可能であり、早ければ令和元年度中に養殖を開始する予定であるとの答弁がございました。

建設課関係では、道路施設点検結果の状況の法面点検の結果から、委員より、異常ありの箇所が59カ所計上されているが、今後どのような計画で対策工事をしていくのかとの質問に対して、町道施設の法面及び法面に付属の構造物の異常ありの箇所については、予算の範囲内で点検結果や重要度等から優先度や緊急性を勘案の上、計画的に対策工事を実施していくとの答弁がございました。

生活衛生課関係では、委員より、斎場の利用について、現在葬儀の時間が10時と14時と決まっている。葬儀等の時間について融通をしてほしいという意見を聞くが、時間については委託業者に任せているのか。また、葬儀の時間について住民から意見を聞く体制は整っているのかとの質問に対して、現在、火葬、葬儀の時間については町が決めて運営をしている。ここ3年間に限っては、時間についての改善要望は特になかった。利便性等を重視し、一番良い時間に設定して

いるつもりではあるが、できる限り要望に応じていきたいとの答弁がありました。

カキ養殖パイプ等の流出対策について、漂着したものを回収するのではなく、排出時点での対策を行っていると聞いたが、現状について進展しているのかとの質問に対して、ボランティアが回収し広島に送っているカキパイプの量は、ピーク時の2割程度となっている。広島県西部漁業振興対策協議会に確認すると、カキ養殖の現場における対策はおおむねきちんとしており、また、昨年に引き続き大規模な海岸清掃を実施することにもなっていることから、対策等については前に進んでいるという認識でいるとの答弁がございました。

委員より、住宅使用料の滞納者に対して、3カ月滞納した場合には連帯保証人に対し納付指導依頼書等の送付を確実にを行うよう意見がありました。

認定第5号簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、特に質疑はありませんでした。

認定第6号下水道事業特別会計歳入歳出決算について、委員より、汚水処理普及率は久賀・大島公共下水道事業が完成したとして何%かとの質問に対して、集合処理全体で65%を目標としており、合併浄化槽と合わせた汚水処理普及率は82から83%を目指しているとの答弁がありました。

委員より、公共下水処理地区とそうでない地区で差があると感じる。合併浄化槽処理地区の住民は無条件で年間の維持費を負担しており、その部分が公共下水処理地区と対等となるような施策を考えてほしい。浄化槽の検査料、ブローアの修繕費は町で負担すべきと考える。そうした場合の負担額の試算をお願いしたいとの質問に対して、県内でも過去に浄化槽の維持管理費の助成を行っていた団体があったことは承知している。費用の試算は行ってみたいとの答弁がありました。

委員より、汚水処理普及率の目標値に人口の減少率を反映させているかとの質問に対して、全体計画の中で減少率も加味しているとの答弁がございました。

認定第7号農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、質疑はございませんでした。

認定第8号漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、質疑はございませんでした。

認定第10号水道事業企業会計決算について、委員より、昨年の広域水道の断水事故を受けて、その後の水源の確保について、何らかの取り組みを行っているかとの質問に対して、旧簡易水道の水源井戸を非常時の水源として利用できないか検討している。浅井戸12カ所のうち、水道課職員による簡易的な揚水量調査により、久賀・橘・東和地区それぞれ1カ所、計3カ所に絞り込み、コンサルタントと業務委託契約を締結し、詳細な揚水量調査や水質検査を行い、その結果をもとに利用計画を立てていく予定であるとの答弁がございました。

水道メーターは8年で定期的に交換すると思うが、遺漏なく定期交換を行っているかとの質問に対し、計量法に基づいて、メーター交換等は遺漏なく行っているとの答弁がございました。

委員より、水道料金の滞納者に対し給水停止の措置をとっているが、料金の支払いが何カ月遅

れた場合等、明確な基準を設けているかとの質問に対して、周防大島町水道料金等滞納整理事務
手続要領により、1期2カ月の滞納があれば給水停止の手続きに入る。納期限から約2週間後に
督促状を送付し、それでも支払いがない場合、納期限から約1カ月後に給水停止予告、給水停止
通知を行った上でメーターボックス内の止水栓を閉め切り、給水を停止するとの答弁がございま
した。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、建設環境常
任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。
建設環境常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

建設環境常任委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これから討論、採決に入ります。

認定第1号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

平成16年に4町が合併して、いよいよ来年度から本算定と呼ばれる地方交付税になります。
30年度の決算では、歳入に占める地方交付税の構成比率が51%であり、これが大幅に減らさ
せるところに町村合併の最大の、しかも本当の短所があると思います。

大島郡4町の合併の短所が来年から未来にわたってあらわれるのであり、町民に対する行政
サービスは合併によって高いほうに合わせる、負担は低いほうに合わせるとした公約は本来なら
来年から問われるべきですが、残念ながらいろんなところでサービスが引き下げられていること
も問題です。

政府は当時、平成の大合併によって、国から地方への歳出を3兆円削減するとして合併を進め
ました。私たちは、合併すればいずれは財政的に不利になり、住民サービスが犠牲になるとして
合併には異を唱えてきましたが、そのことが現実になっていくことに強い警戒感を持っています。
この地方交付税については、毎年2月ごろまでに作成される国の地方財政計画の総枠そのものを
増やして、地方交付税の本来の財源保障の拡大を国に求めていくことが不可欠だと思います。

平成30年度では町立蒲野保育園が廃止され、保育行政が後退させられました。町民にとって
直接的な行政サービスの窓口となってきた久賀、大島、橘の教育支所生涯学習班が廃止されまし
た。これらの施策と支出削減に反対をいたします。また、中学校統合に向けた30年度の施策と
して、統合後の中学校校舎の増築工事の設計委託やそれに伴う土質調査の業務、合計978万
3,720円にも反対をいたします。人口が減ったから、子供が減ったから、学校や福祉施設、

公民館などのサービス部門を引き下げていけば、住みにくい町になります。ますます人口の減少に拍車をかけます。

周防大島町が総務省に対して積み立てを行うべき理由として挙げている文書の中に、周防大島町がほかの市町村よりも人口減少が激しく、税金及び交付税が大幅減となると書いています。ほかの市町村よりも人口減少が激しい原因は必ずあります。行政改革の方向が人口減少を食い止め、ここに住んで良かったと思えるような方向になっているとは言えないと思います。

また、財政調整基金57億9,040万円余りは、近隣の市町村と比べてもかなり多い金額になっています。しかし、町長は一般質問では、貯め過ぎとは思わないと主張されました。住民サービスの削減による行政改革ではなく、住んでいる人が住みやすいと感じる行政、安心して老後をふるさとで生活できるような福祉、医療が充実した町にするための財源としてこの財調を使うべきです。残念ながら、こうした施策のないままの財政調整基金の異常な積み立てであり、反対をいたします。

以上の理由を主な理由として、反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 賛成の立場から討論をいたします。

平成30年度の一般会計収支は、平成30年7月豪雨災害の災害復旧事業への一般財源2億272万9,536円及び10月の大島大橋への貨物船衝突事故への一般財源2億1,083万1,423円もの多額な一般財源を要したことにより、単年度収支3億5,776万7,372円の赤字となり、周防大島町合併年度である平成16年度以来の実質単年度収支額4億5,197万3,395円の赤字となりましたが、これは2つの大きな、災害、事故による一時的なもので、次年度以降の財政運営については財政調整基金等の残高も有しており、特に問題ないと考えます。監査委員の意見書においても、現実の財政運営においてはそれを超える内部留保金を確保している本町の30年度の一般会計にとっては十分に耐え得るとあります。

以上により、平成30年度一般会計決算に賛成するものであります。議員の皆様におかれましても御賛同願えるよう、よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第1号平成30年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定する

ことに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

平成28年度、29年度、30年度と、連続して大幅な黒字決算となっています。この黒字は、3月の一般質問で詳しく述べたとおり、夫230万円、妻50万円の年金生活の夫婦の場合で見ると周防大島町の国保税は県内で2番目に高く、中国地方107の自治体の中でも6番目に高いという驚くべき実態になっています。そのために、町外から引っ越してこられた方々からも、どうして大島はこんなに国保税が高いのか、何とかしてほしい、収入の1割から2割も国保税に持っていかれてしまうという声も上がっています。また、この決算であらわれた資格証、短期証の発行人数の多さは、国保税の負担が暮らしに重くのしかかっていることをあらわしています。こうした声に応えないまま、黒字決算であることに反対をいたします。

平成27年度から、毎年、国保基盤安定事業の保険者支援分が入っています。また、平成30年からは、同事業の繰入金の保険税軽減分も入っています。この2つを合わせれば、被保険者1人当たり1万円の引き下げ効果があると厚労省も言ってきました。この財源を使って国保税の引き下げを行っている自治体も多くあります。

このうち、保険者支援分だけを見ても、平成27年度から一度も本町は税の引き下げに使われることなく国保会計に入り、あるいは繰り越されたり基金に入ったりしています。その金額は、4年間で2億3,145万5,000円余りになります。

黒字はこうした財源をも含むものであり、引き下げの財源は十分にあります。平成30年度決算では8,340万円余りの繰り越しがありますが、この単年度の繰越金の約40%に当たる3,377万円を使えば、1世帯当たり1万円の引き下げができる計算になります。こうした引き下げのための根拠も財源もありながら、何も手を打ってこなかった結果の黒字決算であり、反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第2号平成30年度周防大島町国民健康保険事業特

別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第3号平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第4号平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第5号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第6号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第7号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第8号平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認

定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第10号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第10号平成30年度周防大島町水道事業企業会計決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第11号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

暫時休憩をします。

午前10時31分休憩

.....

午前10時44分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12. 議案第1号

日程第13. 議案第2号

日程第14. 議案第3号

日程第15. 議案第4号

日程第16. 議案第5号

日程第17. 議案第6号

日程第18. 議案第7号

日程第19. 議案第8号

日程第20. 議案第9号

日程第21. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）から、日程第21、議案第10号令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は9月4日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第11号

○議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第11号周防大島町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題といたします。

9月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託いたしました付託案件について、総務文教常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、常任委員会での経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（久保 雅己君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会に付託されました議案第11号周防大島町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、審査における経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案審査の過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

委員からは、条例の目的は制定の理由にある町内全域の雇用の創出と地域経済の活性化を目的としたものであろうが、条例の制定方法として、まず目的を第1条にあげるべきではないか。目的について記載がないのは理由があるのか。また、雇用の創出が目的だとすると、要件の中に雇用を増やすということを入れることで整合性がとれると考えるが、どうだろうかとの質問に対し、趣旨と目的は同種のものであり、趣旨の中で目的を掲げている。半島振興法に基づいて策定する

周防大島町産業振興促進計画の中に目的や要件は掲げており、趣旨に示されている計画に基づくところで、その目的等が示されていると解釈している。このたびの条例は、固定資産税の不均一課税に関する規定を制定するものであるため、計画の目的等をこの条例の趣旨に載せることまではしなくてもよいと考えているとの答弁がありました。

続いて委員から、その計画は条例と同じような扱いとして行っていくということかとの質問に対し、町の計画を立て、国において認定を受けないことには、この不均一課税の条例は制定できない。不均一課税として取り扱う基本には、計画がまず必要であると解釈していただきたいとの答弁がありました。

続いて委員から、減収された固定資産税は市町村の基準財政収入額から控除されるのか、あるいは地方交付税で100%補填されるのかという質問に対し、減収補填については市町村の基準財政収入額から控除されることになっており、地方交付税で措置されることになっているとの答弁でありました。

以上が、本委員会に付託された議案に対する審査における主な発言の内容であります。

その後、討論・採決を行いました。反対討論はなく、条文に雇用の確保だとか税源の涵養だとか基本的なところを明文化すべきとは思いますが、財政的には交付税措置されるものであることから賛成するとの賛成討論がありました。

そして採決の結果、議案第11号周防大島町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員長、お疲れさまでした。

これから討論、採決に入ります。議案第11号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号周防大島町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、委員長報告は可決とすべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23. 議案第12号

日程第24. 議案第14号

日程第25. 議案第15号

日程第26. 議案第16号

日程第27. 議案第17号

日程第28. 議案第18号

日程第29. 議案第19号

日程第30. 議案第20号

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第12号周防大島町印鑑条例の一部改正についてから、日程第30、議案第20号周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてまでの8議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は9月4日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第12号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号周防大島町印鑑条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号周防大島町税条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第15号周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第16号周防大島町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 17号議案について、反対の立場で討論いたします。

まず、条例第34条で規定します更新手数料1万円ということがございますが、これを議案質疑の際に根拠をお尋ねしたところ、申し合わせで指定手数料に合わせたということであって、金額の根拠はないという御答弁がありました。これについてちょっと納得がいかないということで反対をさせていただきますけど、まず、条例で町民の権利を制限し義務を課するということとなりますので、条例で定める金額に根拠がないということはあり得ないことで、根拠がないと答弁されたのですからそれが事実ではあるんでしょうけど、本町ではこういう条例制定がまかり通っているということも驚きであります。条例で定める金額に根拠がないということは、端的に言えば適当に定めた金額と言われても仕方がないことでありまして、あり得ないことであるということでもあります。

ここで、手数料ということについてちょっと述べさせていただきますが、手数料というのは、地方自治法227条で定めます特定の者に提供される行政サービスや役務についての対価として徴収される料金であって、特定の者の利益のために事務を行う場合に徴収するものということでもありますので、当該事務に必要な行政経費を勘案しながら、当該役務により受ける特定の者の利益も考慮して決定されるべきものというふうにされております。役務への対価という性質がありますので、指定手数料と更新手数料が同額というのも合理性を欠くものだと思います。

ちょっとここで、ある自治体の、全く今回と同じ給水条例の改正の議会へ提出された資料というのがあります。周防大島町の議会で、周防大島町の議員がほかの自治体の資料を説明するというもの本意ではありませんが。

ちょっとこれを紹介いたしますが、これは3ページにわたる資料で、今回この更新手数料が設けられた背景というものが記載されておりまして、現行制度は新規の指定のみということになっておりますので、事業者からの廃止届等がない限り、実態の把握が難しいという課題があったということで、このたび条例改正によって、給水装置工事を適正に行うための支出の保持や実態との乖離を防止をすることを目的として水道法が改正されて、今回の更新制度の導入になったというものであります。

この自治体の指定手数料は1万7,000円ということになっておりますが、今回この条例改正で1万500円に変えると。更新手数料については6,200円というものを制定するものということで、この6,200円というのは、根拠として人件費と物件費に分けられていて、人件費として、その内訳として、更新手続きの受け付けに40分かかりますと。審査報告に20分、記録に20分、指定証交付に7分、合計87分かかります。これに担当課の行政職の平均給与単価67.54円を1分間当たりの単価を掛けて5,873円。これに物件費、用紙代とかそういった費用を加えて6,210円になると。この6,210円で、100円未満を切り捨てて6,200円ですよという明確なこういう根拠が定められております。

本町の場合、この87分というのがもっと短いかもしれませんし、長くかかるかもしれない。それは積算上の話なんで実態に合わせて設定すればいいんですけど、仮に1万円ということであれば、当然それに応じた人件費というものが積算されて1万円になったという根拠があるべきでありますし、例えば本町もこのように6,000円ぐらいでできるのであれば、4,000円は役務に対する対価ではなくて、単なる収益、余計な収益をいただいているということになるんで、その辺はやっぱり、条例で制定する限りはきちっと根拠を持たなければいけない。

それを、この1万円、指定手数料のもともとの1万円というのも、おそらくは何らかの根拠があったはずなんです。それを確認もせず、根拠はないと一蹴してしまうというのも随分と議会の愚弄するものだというふうに指摘をしておきます。

条例改正の主題である金額の議論すらできない。根拠がないということは議論もできないという、そういう条例改正などは到底認められませんので、否決を求めて反対討論いたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この条例案は、水道事業者に対して新たに5年に1回1万円の手数を課すものであり、反対です。

事業者から5年に1回書類を提出してもらい、それを審査するというだけで1万円もの負担を課す必要はなく、新たな大きな負担になりますので反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第17号周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第18号周防大島町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第19号周防大島町農業近代化資金助成条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第20号周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31. 議案第21号

○議長（荒川 政義君） 日程第31、議案第21号令和元年度東和片添処理区（三ヶ浦）管路施設整備工事第1工区の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第21号令和元年度東和片添処理区（三ヶ浦）管路施設整備工事第1工区の請負契約の締結につきまして、提案理由の説明をいたします。

本案は、去る8月30日に、6社による指名競争入札の結果、周防大島町大字久賀5130番地4、ユタカ工業株式会社が4,923万4,220円で落札いたしました。その落札価格に消費税及び地方消費税の492万3,422円を加えた、5,415万7,642円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事概要につきましては、参考資料にお示ししているとおり、町道上田布高田線と町道小磯高田線の交差点付近から東へ、推進工法により100.65メートル、下水道管の布設を施工するものでございます。

なお、参考までに、工期は契約の日の翌日から令和2年2月10日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。議案第21号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第21号令和元年度東和片添処理区（三ヶ浦）管路施設整備工事第1工区の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32. 議員派遣の件について

○議長（荒川 政義君） 日程第32、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りいたします。手元に配付しておりましたとおり、議員を派遣いたしたいと思ひます。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願ひたいと思ひますが、御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時10分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

追加日程第1. 副議長辞職の件

○議長（荒川 政義君） 先ほど休憩中に、小田副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

ただいまから、議事日程をちょっとお配りします。

追加日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、小田議員の退場を求めます。

〔副議長 小田 貞利君 退場〕

○議長（荒川 政義君） 職員に辞職願を朗読させます。

○事務局長（舩本 公治君） それでは、辞職願を朗読させていただきます。

令和元年9月25日、周防大島町議会議長荒川政義殿、周防大島町議会副議長小田貞利。辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） お諮りします。小田議員の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、小田議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

小田議員に入場していただきます。

〔副議長 小田 貞利君 入場〕

○議長（荒川 政義君） 小田議員に申し上げます。先ほど提出された副議長の辞職願は許可されました。一言、御挨拶をお願いします。

○議員（13番 小田 貞利君） 3年前の改選から、副議長の職をさせていただきました。昨年、大島にとりまして、豪雨と橋の事故ということで大変な1年でありましたが、これから最後の1年は、次期、新しい副議長でぜひやっていただきたいと思います。これからもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

追加日程第2. 副議長の選挙

○議長（荒川 政義君） お諮りします。ただいま副議長が欠けましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

議事日程を配付します。

追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

後任の副議長には、尾元武議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました尾元武議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました尾元武議員が副議長に当選されました。

尾元武議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

尾元武議員、登壇の上、当選の承認及び御挨拶をお願いをいたします。

○議員（9番 尾元 武君） 尾元でございます。ただいま小田議員の後任として皆様より御推挙いただき、誠にありがとうございます。

残りわずかな期間ではございますが、周防大島町の議決機関としての周防大島町議会、その議長のサポート役として、思いも新たに、襟を正して臨みたいと思います。どうぞ皆様の御協力のほど、また御鞭撻のほど、よろしく願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

追加日程第3. 議席の一部変更

○議長（荒川 政義君） この際お諮りいたします。ただいま副議長の新旧交代がありました。慣例に基づき、副議長の議席は末尾から2番目になるように議席の一部変更を行いたいと思います。

お諮りいたします。この件を直ちに日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議席の一部変更を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として、直ちにこれを行うことに決定しました。

議事日程を配付します。

追加日程第3、議席の一部変更を行います。

副議長の新旧交代に伴い、会議規則第4条第3項の規定に基づき議席の一部を変更いたします。小田議員の議席を9番に、尾元議員の議席を13番にそれぞれ変更いたします。

暫時休憩をします。

午前11時20分休憩

.....
午前11時22分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま変更した議席は、お手元に配りました議席表のとおりであります。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和元年第3回周防大島町議会を閉会をいたします。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 松井 岑雄

署名議員 尾元 武